

2018年5月23日

陳情書

蕨市議会議長 池上 智康 殿

代表者住所

代表者氏名 ○○ ○○○ 印

他 ○○名

選択的夫婦別姓の導入を求める意見書を国へ提出することを求める陳情

下記の理由により、選択的夫婦別姓の導入を求める意見書を提出していただきますよう、要望します。

【現在の状況】

- ① 「夫婦は同姓に統一しなければならない」と民法で定められている
- ② 婚姻届を出さず、事実婚を選ぶ夫婦が増えている

【問題点】

- ① 現状では女性の改姓率が96%であり、婚姻時の改姓が決して平等な選択となっていない
- ② 結婚で戸籍法上の姓を変えると、
 - ・ 銀行口座や免許証、健康保険証、病院の診察券などの変更
 - ・ 旧姓で作った銀行口座を解約するのに戸籍謄本が必要など、さまざまな事務手続きが必要となり、時間、手間、経済的な負担に加え、精神的な負担も大きく「自分を失う」といっても過言ではないほどの不利益がある。
- ③ 事実婚を選ぶと、
 - ・ 共同名義の不動産を購入しようとしたが、希望していた銀行ではペアローンが組めない
 - ・ 入院した場合、配偶者として認められない可能性
 - ・ 税法上の扶養家族になれず配偶者控除、相続税非課税枠など税法上の優遇制度の適用なし
 - ・ 個人年金保険、生命保険の受取人になれないことがある
 - ・ 遺言がなければ相続できない
 - ・ 子どもは非嫡出子となる
 - ・ 子どもは父親の認知がなければ父子関係は生じない。親権者は母親となり、父親が認知した場合でも原則として親権者になることができず、共同親権とすることもできないなどのような、多くの不利益がある。

【目指す目標】

選択的夫婦別姓の導入で、どちらかの姓になること、または、これまでの姓を名乗ることを両者が自由に選べ、それにより、どちらも不利益を被ることのない婚姻制度の確率。

添付書類、詳細参考資料

【要旨】

日本は、1985年に個人の権利と平等を求める「女子差別撤廃条約」を批准し、少子高齢社会が進む中において、女性の社会進出が必要不可欠となり、男女差別や性別役割分業をなくす社会的要求はさらに高まり続けています。

しかし、現在に至っても、選択的夫婦別姓の導入の民法改正案ははまだ提出されず、その間も女性の権利拡大について世界は大きく進展し、日本は取り残された状況になっています。多様化する社会において適切な法的選択肢を用意することは国の責務です。

したがって、蕨市においては、政府が選択的夫婦別姓の導入における民法改正について、早期に取り組むことを求める意見書を提出していただきたく、ここに求めるものです。

【理由】

夫婦別姓制度に関しては、昭和50年代から議論が起こり、1976年に内閣府による夫婦別姓に関する世論調査が始まりました。さらに、1999年に成立した『男女共同参画社会基本法』により、夫婦別姓制度はその中心的政策課題とされてきました。

男女共同参画社会基本法は、日本国憲法における「個人の尊重」と「法の下での平等」をうたい、男女平等の実現に向けたさまざまな取り組みを一層求めているもので、基本理念で男女がお互いに人権を尊重しつつ、性別に関わりなく、その個性と能力を十分発揮することができる社会の実現を促進することを明らかにし、国や地方公共団体及び国民が総合的かつ計画的に進めていくために制定されたものと理解しています。

また、夫婦の姓に関する民法は明治8年に広く国民に氏の使用が義務づけられ、明治31年に夫婦同氏が制定されました。この明治憲法下の明治民法は、非常に差別的だった「家制度」のもとでの法律です。夫婦同姓が「日本の伝統」と耳にすることもあります。夫婦同姓は日本においては、ほんの150年前からの制度に過ぎないことは自明です。

しかし、戦後は家制度が廃止されましたが、婚姻を家同士の結びつきとする考えは残存し、また高度経済成長期においては、「夫は仕事、妻は家事育児」という性別役割分業が、そのまま年金制度や扶養者控除などの政策に反映され、世界的な趨勢とは逆の方向に進んできてしまいました。

現在、個人の意思が尊重されているはずの婚姻時の改姓率を見ると、女性の改姓する割合は96%であり、明治以降につくられた家制度や男女役割分業的な社会通念の中で、婚姻時の改姓が決して平等な選択ではありません。婚姻時にどちらの姓にするか選択できると言われますが、女性の方が姓を変更せざるを得ない社会的な状況が現実です。

そのため多くの女性は、結婚で戸籍法上の姓を変えたことにより、銀行口座や免許証、健康保険証、病院の診察券などの変更や、旧姓で作った銀行口座を解約するのに戸籍謄本が必要など、さまざまな事務手続きが必要となります。時間、手間、経済的な負担に加え、精神的な負担も大きく、これは「自分を失う」といっても過言ではないほどの不利益を被っています。

そんな中、2015年に、最高裁判所において、選択的夫婦別姓の導入についての判決が出されました。そこでは、夫婦同姓を定めて別姓を選択することを認めない民法750条は「憲法に違反しない」という判決が出されましたが、『選択肢が設けられていないことの不合理』については裁判では見出すことは困難とされ、「国民的議論」や「民主主義的なプロセス」により検討されるべきであると、立法府での議論を求めたものとなりました。

日本はこれまで、国連女子差別撤廃委員会から、「民法における差別的な規定」など、選択的夫婦別姓への取り組みの遅れを初め、数多くの勧告を受けています。さらに、2016年には、再び厳しい勧告が出されています。

選択的夫婦別姓制度は、あくまでも、夫婦同姓を否定するものではなく、婚姻時に同姓と別姓を選択できる制度であり、選択肢を増やす制度です。今では、法で夫婦同姓を義務付けている国は日本のほかには見当たりません。

さらに、民法で「夫婦は同姓に統一しなければならない」と定められているため、婚姻届を出さず、事実婚を選ぶ夫婦が増えている現状もあります。また、通称使用でも問題ないではないかという意見もありますが、通称使用は便宜的なものに過ぎず、「一定程度は緩和される」という曖昧な感覚だけであって、まったくもって問題の根本的な解決にはなりません。

ただ、選択的夫婦別姓の導入は、女性の権利だけを訴えているわけではありません。多くの女性が不利益を受けてきたことは事実ですが、時代が変化し、ひとりひとりの個性が大切にされることが重要とされている今、「強制」ではなく「選択」できるように改正されることが望ましいと考えられます。

一方、家族別姓は家庭崩壊を促進するという意見がありますが、国際結婚では選択的夫婦別姓が認められていますし、さらに選択的別姓制度へ移行した欧米などの国々で、制度変更により家庭崩壊のような社会現象を引き起こす要因となっているとの報告は見当たりません。

これらの現状を踏まえると、選択的夫婦別姓の導入は、男女平等や男女共同参画の理念においても必要であり、現状の問題をも解決するに至るものだと言えます。つきましては、政府に対して、選択的夫婦別姓の導入を求める意見書を提出していただきますよう要望します。